

香芝市告示第27号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画のうち、令和2年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成11年条例第2号）第10条の規定に基づき告示する。

令和3年 3月 1日

香芝市長 福岡 憲宏



## 令和2年度 香芝市一般廃棄物処理実施計画

- 1 目的
- 2 計画区域
- 3 計画期間
- 4 ごみ処理実施計画
  - (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
  - (2) 一般廃棄物の処理主体及び処理方法
  - (3) 収集・運搬計画
  - (4) 中間処理施設の概要
  - (5) 最終処分の概要
  - (6) 動物の死体処理
- 5 ごみの排出抑制・減量化・資源化計画
  - (1) 市民の発生抑制行動の推進に係るごみ有料化
  - (2) 新たな資源化の推進に係る分別品目追加
  - (3) 市民・事業者・行政の協働の推進に係る審議会の運営
- 6 生活排水処理実施計画
  - (1) し尿・浄化槽汚泥の発生量及び処理量の見込み
  - (2) 収集・運搬計画
  - (3) 処理施設の概要
  - (4) 公共下水道

## 1 目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成11年条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき、一般廃棄物の処理に関する単年度ごとの事業実施計画を定めるものである。

## 2 計画区域

香芝市全域

## 3 計画期間

令和2年4月1日から翌年3月31日まで

## 4 ごみ処理実施計画

### (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

#### ア. 発生量

廃棄物の区分	発生量 (t)	ごみの発生量の内訳 (t)		
		家庭系	事業系	
燃えるごみ	21,900	16,100	5,800	
燃えないごみ及び粗大ごみ	860	810	50	
資源ごみ	びん	500	500	—
	カン	230	230	—
	ペットボトル	69	69	—
	白色トレイ	1	1	—
	紙パック	3	3	—
	新聞	189	189	—
	雑紙	151	151	—
	ダンボール	120	120	—
乾電池・蛍光灯	20	20	—	
集団資源回収	1,500	1,500	—	
計	25,543	19,693	5,850	

#### イ. 処理量

区分	処理量
資源化量	2,783
焼却量	21,900
最終処分量	3,215

## (2) 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

### ア. 家庭から排出される一般廃棄物

種類		収集処理区分	収集・運搬 主体	中間処理		最終処分	
				処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家庭系ごみ	燃えるごみ		市（直営・委託） 排出者	香芝・王寺 環境施設組合	焼却処理	大阪湾広域臨海 環境整備センター	埋立処分
	燃えないごみ		市（直営） 排出者	香芝・王寺 環境施設組合	破碎・焼 却処理	大阪湾広域臨海 環境整備センター	埋立処分 資源化
	粗大ごみ						
資源物	容器包装廃棄物	びん類	市（委託） 排出者	香芝・王寺 環境施設組合	民間業者 委託	民間業者	資源化
		カン	市（委託） 排出者	香芝・王寺 環境施設組合	選別処理	民間業者	資源化
		ペットボトル	市（直営・委託） 排出者	香芝市	選別処理	指定法人	資源化
		白色トレイ	市（直営・委託） 排出者	香芝市	選別処理	指定法人	資源化
		紙パック	市（直営・委託） 排出者	香芝市	選別処理	民間業者	資源化
	その他資源物	新聞	市（直営・委託）	民間業者	—	民間業者	資源化
		雑誌					
		ダンボール					
		乾電池	市（直営・委託）	香芝・王寺 環境施設組合	選別処理	民間業者	資源化
		蛍光灯					
		小型家電	市（直営） 排出者	民間業者	選別処理	民間業者	資源化
		配食用油	市（委託） 排出者	民間業者	—	民間業者	資源化
		集団資源回収	P T A ・ 子ども会等	民間業者	—	民間業者	資源化

※家庭から排出されるごみは、15分別により、ごみの減量・再資源化を図るものとし、排出に当たっては分別区分への適正排出の厳守及び燃えるごみ、燃えないごみの透明又は半透明袋による排出の徹底などにより一層の適正処理に努める。

イ. 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

収集処理区分 種類		収集・運搬 主体	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
事業 系 ご み	燃えるごみ	許可業者 排出者	香芝・王寺 環境施設組合	焼却処理	大阪湾広域臨海環境 整備センター	埋立処分
	燃えないごみ 粗大ごみ	許可業者 排出者	香芝・王寺 環境施設組合	破碎・焼 却処理	大阪湾広域臨海環境 整備センター	埋立処分
資 源 物	びん類	許可業者 排出者	香芝・王寺 環境施設組合	民間業者 委託	民間業者	資源化
	カン	許可業者 排出者	香芝・王寺 環境施設組合	選別処理	民間業者	資源化

※事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

※排出者はごみの減量に努め、分別を徹底し、資源化業者や許可業者を活用するなどして積極的に再資源化に取り組むこととする。

### (3) 収集・運搬計画

ア. 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方式

(単位：t/年)

区分	一般廃棄物の種類	一般廃棄物の量	収集回数	収集方式
家庭系ごみ	燃えるごみ	16,100	週2回	市販の透明か半透明袋によるステーション方式・戸別方式
	燃えないごみ 粗大ごみ	810	必要のつど	申込制各戸収集方式
	びん類	500	月2回	市販の透明か半透明袋によるステーション方式・戸別方式（業者委託）
	カン	230	月2回	
	ペットボトル	69	月1回	市販の透明か半透明袋による資源ごみステーション方式
	白色トレイ	1	月1回	
	紙パック	3	月1回	
	新聞	189	月1回	ヒモで十文字にしばりステーション方式・戸別方式
	雑誌	151	月1回	
	ダンボール	120	月1回	
	乾電池・蛍光灯	20	第5水曜のある月	市販の透明か半透明袋によるステーション方式・戸別方式
	使用済小型家電	1	随時	拠点回収（2箇所）
	廃食用油	13	随時	拠点回収（5箇所）
	集団資源回収	1,500	随時	古紙再生事業者
計	19,707			
事業系ごみ	燃えるごみ	5,800	必要のつど	許可業者による事業所別収集方式 又は自己搬入
	燃えないごみ 粗大ごみ	50	必要のつど	
	びん類	—	必要のつど	
	カン	—	必要のつど	
	計	5,850		

※事業活動に伴って生じたごみ（事業系ごみ）は、事業者自らの責任において適正に処理する。自ら処理できない場合は、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集・運搬を委託し、又は排出者自らが運搬し、香芝・王寺環境施設組合（美濃園）に搬入する。

イ. 市で収集・運搬しない一般廃棄物

区 分	品 目	処理方法
有害性物質を含む物	毒物、劇薬、農薬等	購入店や取扱店、専門業者に引取りを依頼する。
著しく悪臭を発する物		
危険性のある物	タイヤ、ガソリン、灯油、塗料、油類、ガスボンベ、シンナー、消火器、火薬	
容積又は重量の著しく大きい物	自動車、自動二輪車、ホイール農機具、ボイラー、ドラム、ピアノ耐火金庫、増改築等による廃材等	
一時多量のごみ	引越し等により一時的に発生する多量のごみ	一般廃棄物収集運搬業者に依頼するか、美濃園へ直接搬入する。
特定家庭用機器	ブラウン管テレビ、液晶・プラズマ薄型テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出者が、購入した小売業者、又は新しい製品を購入する小売業者へ引取りを依頼する。</li> <li>・自ら指定引取場所へ搬入する、もしくは市内の家電リサイクル協会に収集運搬を依頼する。</li> </ul>
指定再資源化製品	デスクトップパソコン本体、液晶ディスプレイ CRTディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済みデスクトップパソコンは、製造する事業者へ回収を申し込む。</li> <li>・回収する者がいない使用済みデスクトップパソコン（自作パソコン、倒産したメーカー）は、パソコン3R推進協会に回収を申し込む。</li> </ul>

※指定再資源化製品のノートパソコンは使用済小型家電として拠点回収を行っている

ウ. ふれあい収集

高齢者又は障害等により家庭から排出するごみを自らがごみ集積所へ出すことが困難な方に対し、市が戸口先にて直接収集するとともに、福祉的観点から声かけによる安否確認を行う。

①対象者

- (ア) 介護保険制度の認定を受けている70歳以上の高齢者だけの世帯で、身近な人の協力を得ることができない市民
- (イ) 2級以上の障害者手帳を所持している単身者で、身近な人の協力を得ることができない市民
- (ウ) (ア) (イ) と同等の困難性が認められる市民

②実施方法

(ア) 収集方法

ふれあい収集で収集するごみは、市が定める分別区分及び校區別カレンダーに基づき排出されたものを対象者宅の戸口先に出されたごみを職員が収集する。



(イ) 安否確認

「ふれあい収集」の指定日にごみが出されていない場合、対象者が声かけを希望する場合に職員が対象者宅に声かけをして、安否の確認をする。応答がない場合には、職員が管轄する収集センターへ連絡を入れ、その後、収集センターは指定された緊急連絡先に知らせる。

エ. 市の委託による収集運搬業者

区域	業者の名称	種類	所在地
市全域	大和清掃企業組合	ビン・カン	香芝市上中781-1
市全域	(有) 香芝清掃	ビン・カン	香芝市上中781-1
市内一部	香芝清掃・大和清掃 共同企業体	燃えるごみ 資源ごみ	香芝市上中781-1
市内一部	(株) 中和	燃えるごみ 資源ごみ	香芝市高192番地

オ. 一般廃棄物収集運搬許可業

①一般廃棄物収集運搬業の許可方針

ごみの排出量の見込みを勘案すると、既存の許可業者で適正な収集運搬が確保できるため、新たな法令等の整備により必要が生じた場合等を除き、原則として新規の収集運搬業の許可は行わない。

※「別紙1 新規許可に係る指針」参照

②一般廃棄物収集運搬許可業者

R2.4.1 現在

名 称	所 在 地
AMカンパニー(株)	五位堂四丁目371番地2
(有)MTT	尼寺3丁目505番地14
(株)クボクリーンサービス	今泉1485番地1
(株)小倉開発	今泉45番地1
コスモスクリーンサービス(株)	上中527番地1
(有)信成環境	五位堂六丁目226番地2
(株)新和環境	真美ヶ丘四丁目1番21号
(有)大和産業環境社	北今市四丁目242番地1
(株)中和	高192番地
(有)奈良県建物総合管理	別所2番地1-107
(株)NANBU	上中52番地2
源開発(株)	瓦口2185番地
(株)ヤマト産業サービスセンター	尼寺618番地

#### (4) 中間処理施設の概要

##### ア. 焼却施設

設置主体	香芝・王寺環境施設組合
名 称	美濃園
所 在 地	香芝市尼寺615番地
処理方式	ストーカ式全連続焼却炉
処理能力	75 t / 日 × 2 炉
処 理 量	可燃ごみ 30,000 t
排出見込み	焼却灰 4,500 t
竣 工	昭和57年6月

##### イ. 粗大ごみ破碎施設

設置主体	香芝・王寺環境施設組合
名 称	美濃園
所 在 地	香芝市尼寺615番地
処理能力	30 t / 5 h 分別設備内訳：磁選機2基 アルミ選別機1基 風力選別機1基 不燃物分別機1基 各種貯留ホッパ2基 金属プレス1基
竣 工	昭和57年6月

##### ウ. 資源化処理施設

設置主体	香芝市
名 称	容器包装ストックヤード
所 在 地	香芝市旭ヶ丘三丁目1-1
処理方式	圧縮梱包処理
処理能力	400 kg / h ペットボトル圧縮梱包機 400 kg / h ベール寸法600×400×350 ベール重量15～20 kg
処 理 量	80 t
竣 工	平成12年3月

### (5) 最終処分の概要

処理主体	大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス計画）
施設名	尼崎沖埋立処分場、泉大津沖埋立処分場、 神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
所在地	尼崎沖埋立処分場：尼崎市東海岸町地先 泉大津沖埋立処分場：泉大津市夕凧町地先 神戸沖埋立処分場：兵庫県神戸市東灘区向洋町地先 大阪沖埋立処分場：大阪府大阪市此花区北港緑地地先
埋立方式	海面埋立
埋立面積	尼崎沖埋立処分場 113ha、泉大津沖埋立処分場 203ha 神戸沖埋立処分場 88ha、大阪沖埋立処分場 95ha
埋立方式	サンドドレーン工法
全体容量	管理型 1,500万立米      管理型 1,400万立米

### (6) 動物の死体処分

#### ア. 平日（月～金曜日）

廃棄物の種類	収集・運搬主体	処理方法	施設名	処理主体	処理量
動物の死体	土地管理者 (市の管理地においては市が収集運搬する 市の管理地以外は土地管理者が収集し、市庁舎等へ運搬する)	焼却	市営火葬場	香芝市	200体

#### イ. 夜間及び休日（土、日曜日、祝日）、12月29日から翌年1月3日までの年末年始

廃棄物の種類	収集・運搬主体	処理方法	施設名	処理主体	処理量
動物の死体	土地管理者 (市の管理地においては市委託業者が収集運搬する 市の管理地以外は土地管理者が収集し、市庁舎等へ運搬する)	焼却	市営火葬場	香芝市	200体

## 5 ごみの排出抑制・減量化・資源化計画

一般廃棄物処理基本計画及びごみの減量と資源化の推進計画を踏まえ、以下の重要施策及び取組を実施する。

### (1) 市民の発生抑制行動の推進に係るごみ有料化

有料化の導入により、ごみ処理経費を税金によってのみ賄うのではなく、あえて目に見える形で負担を求めることにより、ごみに対するコスト意識に直接働きかけ、ごみに関する意識や生活習慣を変えていくことが期待される。

ただし、有料化にあたっては、最も効果的な導入を行う仕組みづくりが重要であり、処理費用を含めたごみに関する情報を市民に対して積極的に提供し、ごみ処理費用の負担のあり方について十分理解される環境整備が不可欠であることから、自治会等に対して、有料化制度の浸透と協力を得るため説明会等を開催し、地域のごみ事情について理解を得ていくこととする。

有料化品目については、現在、電話リクエスト制にて収集している「粗大ごみ」「不燃ごみ」に続いて「可燃ごみ」に対して導入を図り、「資源ごみ」の無料収集との相乗効果により、さらに資源化の促進を図る。

### (2) 新たな資源化の推進に係る分別品目追加

有料化によるごみの排出抑制と資源化促進を図るとともに、現在の15種の分別品目に加えて新たな分別・収集・リサイクル処理を検討する。

検討品目としては、廃プラスチック・その他プラスチック製容器包装・布類を候補とし、資源化の処理ルートなどを検討するとともに、収集車両・保管場所の確保等を踏まえ、費用対効果を十分に検証のうえ実施することとする。

実施に当たっては、排出段階における分別の質が収集後の選別処理にかかる手間や費用に直結することから、広報周知の「分かりやすさ」を創意工夫する。さらに、有料化と時期を合わせて品目追加を導入するなど、市民のインセンティブを刺激して分別、ひいてはごみ減量を促進させる。

### (3) 市民・事業者・行政の協働の推進に係る審議会の運営

ごみ処理に関する施策を推進していくには、行政と市民、事業者がそれぞれの役割分担を把握した上で、協働しなければならない。本市はこれまでも、広報紙等の媒体を通じ、また、自治会などとの協議により、呼びかけや依頼、調整を行ってきたが、今後、さらに積極的にごみの減量化・資源化を進めるにおいては、環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させるために設置されている環境審議会に専門部会を設置するなど、その主導による協働体制を確立する必要がある。

なお、審議会は、本計画に列記する具体的な取り組み内容を実行するに当たり、定期または随時に参集し、個々の問題・課題を適宜連絡調整する。また、本計画をベースとしながら、直面する課題に対する意志決定機能を併せ持つこととする。

## 6 生活排水処理実施計画

### (1) し尿・浄化槽汚泥の発生量及び処理量の見込み

ア. 発生量

単位：キロリットル

区 分	発 生 量
し尿	1, 370
浄化槽汚泥	12, 480
合 計	13, 850

イ. 処理量

単位：キロリットル

区 分	処 理 量
し尿	1, 370
浄化槽汚泥	12, 480
合 計	13, 850

### (2) 収集・運搬計画

ア. 収集回数及び収集方式

単位：キロリットル

区 分	実施主体	収集回数	収集方法
し尿	委託	一ヶ月に1回	戸別方式
浄化槽汚泥 (生活雑排水)	収集運搬業者	年に1回(随時)	

イ. し尿、浄化槽汚泥、コミュニティプラント汚泥収集運搬業者

廃棄物の種類	区 分	処理主体	
し尿	委託(法第6条の2)	香芝市上中781-1	大和清掃企業組合
		香芝市上中781-1	(有)香芝清掃
浄化槽汚泥	許可(法第7条) (浄化槽法第35条)	香芝市上中781-1	大和清掃企業組合
		香芝市上中781-1	(有)香芝清掃

### (3) し尿・浄化槽汚泥処理施設

設置主体	奈良県葛城地区清掃事務組合
名 称	アクアセンター
所 在 地	御所市大字僧堂333
処理能力	240kl/日(し尿、浄化槽)
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理+高度処理(脱塩設備含む)+資源化設備+残渣処理設備
竣 工	平成15年3月

### (4) 公共下水道

引き続き市街化区域における下水道整備等を推進する。

## 香芝市一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）収集運搬業の新規許可に係る指針

香芝市一般廃棄物処理実施計画においては、廃棄物の適正処理を確保するため事業系一般廃棄物の収集運搬業許可（以下、許可という。）について、原則として新規の許可は行わないこととしており、その考え方の具体について以下のとおり示す。

- 一般廃棄物収集運搬業は、その性質上、将来に渡って継続的かつ安定的に供給されなければならない、許可業者は、継続的に廃棄物処理を遂行する経営規模や経営計画を有する必要がある。また、許可業者のより一層の資質の向上または信頼性の向上を図るという観点から、事業の育成に配慮を要するものとする。

こうしたことから、新たな許可は無秩序な競争や許可業者間の過度の摩擦等を生じさせ、収集運搬業の安定供給等を損ねる恐れがあると判断し、次に掲げる場合を除いて、新規許可は行わないこととする。

1. 法令の整備等により新たに必要が生じた場合。
  2. 廃棄物のリサイクルを主とした処分業と併せて収集運搬業を行う場合で、適正に処理することが確実にできる場合。
  3. 収集運搬するごみが、大規模建築物等（資源ごみを除くごみの排出量が月平均30トン以上の見込みのもの。）から排出されるものである場合。
- また、次に掲げる行為により業者から許可申請が行われる場合は、既存事業活動の継続性の見地から同一の業者として取り扱い、新規許可とは見なさないこととする。
    1. 単に会社の名称、組織に形式的変更がなされた場合。
      - ア) 法人の名称変更があった場合
      - イ) 法人の組織変更（有限会社から株式会社へ変更等）があった場合
    2. 許可に係る事業を法令上包括承継した場合。
      - ア) 法人の吸収合併、新設合併があった場合
      - イ) 個人事業主の相続があった場合
    3. 許可に係る事業の資本、資金、人事、内容等に密接な関係があり、事業の実質的な同一性が認められる場合。
      - ア) 個人事業主の営業譲渡により、許可に係る事業を譲渡した場合
      - イ) 法人の事業譲渡により、許可に係る事業を譲渡した場合
      - ウ) 法人の会社分割により、許可に係る事業を承継した場合
      - エ) 個人事業主が法人を新たに設立し、または既に代表者である法人に、許可に係る事業を承継した場合

## 必要書類

1. ア) イ)
  - ・ 商業法人登記簿謄本
  
2. ア)
  - ・ 商業法人登記簿謄本
  - ・ 合併契約書
  
2. イ)
  - ・ 事業の承継について明示されたもの
  
3. ア)
  - ・ 営業譲渡契約書
  
3. イ)
  - ・ 商業法人登記簿謄本
  - ・ 事業譲渡契約書
  - ・ 事業譲渡の決議議事録
  
3. ウ)
  - ・ 商業法人登記簿謄本
  - ・ 事業分割の決議議事録
  
3. エ)
  - ・ 商業法人登記簿謄本
  - ・ 事業の承継について明示されたもの